

2016年 障害児教育の充実を求める

「神奈川県議会請願署名」と「教育全国署名」にご協力をお願いします。

今年も全国各地で、教育要求実現をめざす運動がくりひろげられています。神奈川県でも、「神奈川県議会請願署名（ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める請願署名）」と「教育全国署名（教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求める請願書）」の2つの署名にとりこんでいます。

これらは、県立障害児学校の教職員、保護者の方々や県内外の障害児・者団体とも力を合わせた運動としてすすめています。

障害児教育の充実をめざして、ぜひ署名へのご協力をお願いいたします。

ゆきとどいた障害児教育をすすめる神奈川県民の会

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会館402

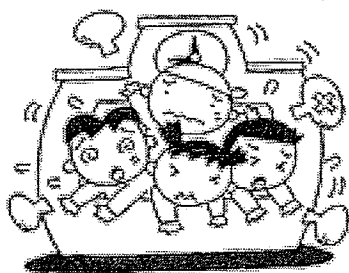
TEL : 045(412)5161 FAX : 045(412)5162

HP : www.shinsyokyoso.org *署名用紙はホームページよりダウンロードできます

小学部から パンク状態！！

小学部の段階から、入学希望が増加し、小学部もパンク状態です。希望する障害児学校への入学は困難な状況です。

休み時間にはトイレ待ちの行列、特別教室の普通教室への転用等が常態化しています。



小中学校・高校への支援を 充実させるためにも

現在、障害児学校には、小中学校・高校から障害に関わる相談が多数寄せられています。

これに応えるために、現状の障害児学校の数ではとうてい足りません。

県立障害児学校を 適正規模・適正配置とするために 新たな障害児学校再編整備計画の 策定を！

分教室の 教育環境も劣悪

(保健室と職員室が同じ部屋?)

分教室は高校の5教室を利用していますが、5教室では十分な教育活動ができません。また、保健室と職員室が棚で仕切られているだけでプライバシーが保てません。

現在20分教室に809名(学校6校分の生徒数に相当)が在籍しています。

障害児学校にだけ 設置基準がありません

幼稚園から小中学校、高校、大学、各種学校までの学校に設置基準が策定されています。

設置基準では、校舎や運動場の面積等が定められ、校舎に備えるべき施設も明記されています。

その設置基準が障害児学校にだけないため、適正規模を超える子どもたちがつめこまれています。

障害のあるすべての子どもたちに 当たり前前の教育環境を！

適正規模を超える 県立障害児学校は 27校中18校！

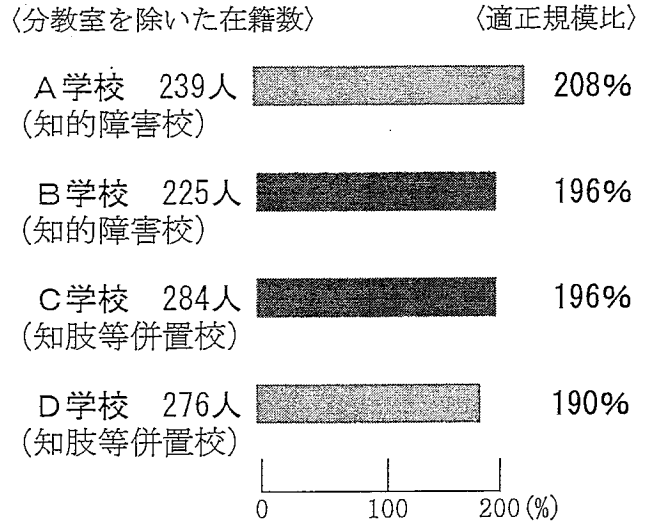
※「適正規模」とは...

県教育委員会設置「新たな養護学校再編整備検討協議会」の報告（2006年3月）は、障害児学校の適正規模について次のように提言しています。

学校の種別	児童生徒数の基準
知的障害部門の単独障害児学校	100～130人程度
知的障害・肢体不自由等の併置校	130～160人程度

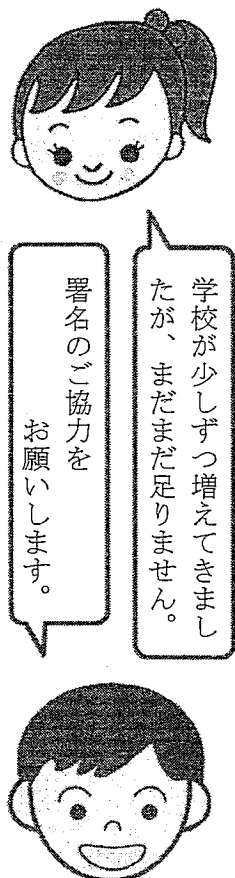
また、上記協議会は同時に、県立障害児学校を適正規模・適正配置とするために、11校1分校の建設が必要と答申しました。

障害児学校の児童生徒在籍状況（昨年度）



障害児学校新設が必要な地域 （上記協議会2006年3月答申）

- ☆→特に設置を急ぐ最優先地域
- 協議会答申以降に開校した学校
- 適正配置に向けて新設が必要な地域



署名のご協力を
お願いします。

学校が少しずつ増えてきましたが、まだまだ足りません。

